

大分県林地開発許可審査要領

平成27年12月15日 大分県告示第696号
令和 2年 4月28日 大分県告示第281号

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく開発行為の許可に関し、大分県林地開発許可制度実施規則（昭和50年大分県規則第25号。以下「規則」という。）に定める要件に係る審査基準その他審査について必要な事項を定めるものとする。

(開発規模の算定方法)

第2条 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3に規定する規模の算定に当たっては、隣接し、又は近接する複数の開発予定区域についてその実施主体又は実施時期が異なる場合であっても、当該開発行為に関し事業の一体性が認められるときは、一の開発行為とみなすものとする。

(審査に当たっての留意事項等)

第3条 法第10条の2第2項各号に規定する森林の機能を、同条第3項の規定に基づき判断する場合は、森林の持つ公益的機能が、森林資源の整備充実を通じて、より高度に發揮されることになることに留意するものとする。

2 次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を確認すること等により審査するものとする。

一 開発行為の許可申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組が実施されていること 住民説明会においては、開発中及び開発後の事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、地域住民との十分な話し合いがなされていること。

二 規則第4条第1号チに規定する周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること 開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないよう配置されていること。

三 規則第4条第1号リに規定する周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること 開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者と関係市町村又は自治会、町内会等の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体との環境の保全に関する協定の締結等により地域住民との合意形成がなされていること。

(一般的事項)

第4条 規則第4条第1号に掲げる一般的な事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

- 一 規則第4条第1号ロに規定する「相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができることが明らかであることをいう。
- 二 規則第4条第1号トに規定する「現状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することのほか、造林の実施等を含め従前の効用を回復することが明らかであることをいう。
- 三 規則第4条第1号ヌに規定する「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、残置し、又は造成する森林又は緑地について申請者が権原を有していることを原則とし、許可権者との間で森林又は緑地の維持管理につき協定を締結する等将来にわたり保全されることが明らかであることをいう。

(災害の防止に関する事項)

第5条 規則第4条第2号に掲げる災害の防止に関する事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

- 一 規則第4条第2号イに規定する「開発行為が原則として現地形にそつて行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあっては、次に掲げる事項によるものとする。
 - イ 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合は、可能な限り森林土壤を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壤に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。
 - ロ 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度未満である場合においても、必要に応じて適切な防災施設を設置すること。
- 二 規則第4条第2号ロに適合するか否かの審査は、次に掲げる事項によるものとする。
 - イ 工法等は、次によるものであること。
 - (1) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
 - (2) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。
 - (3) 土石の落下による下方斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。
 - (4) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれ

のないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

ロ 切土は、次によるものであること。

- (1) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。
- (2) 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として高さ 5 メートルないし 10 メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (3) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

ハ 盛土は、次によるものであること。

- (1) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね 1.5 メートルを超える場合には、勾配が 35 度以下であること。
- (2) 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。
- (3) 盛土高が 5 メートルを超える場合は、原則として 5 メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (4) 盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

ニ 捨土は、次によるものであること。

- (1) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
- (2) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

三 規則第 4 条第 2 号ハに規定する「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、開発区域が住宅又は公共施設に近接し、かつ、次のイ又はロに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要ないと認められる場合は、この限りでない。

イ 切土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のいずれかに該当する場合は、この限りでな

い。

- (1) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度以下のもの
- (2) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度を超えて、同表の擁壁等を要する勾配の下限の欄に掲げる角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(1)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(1)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

- ロ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

四 規則第4条第2号ハに規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合に設置すべき擁壁の構造は、次のとおりとする。

- イ 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合、安全率は1.5以上であること。
ハ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合、安全率は1.5以上であること。
ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
ホ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

五 規則第4条第2号ニに規定する法面保護の措置は、次のとおりとする。

- イ 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行い、工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。
ロ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は前号によるものであること。

六 規則第4条第2号ホに規定するえん堤等の設置は次によるものであること。

イ 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域の 1 ヘクタール当たり 1 年間におおむね 200 立方メートルないし 400 立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定め、これを貯砂し得るものであること。

ロ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算すること。

ハ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ニ えん堤等の構造は、治山技術基準（昭和 46 年 3 月 27 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通知）によるものであること。

七 規則第 4 条第 2 号へに規定する排水施設の能力は、次によるものであること。

イ 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕を持って定められること。この場合、計画流量は、次の(1)及び(2)により、流量は原則としてマニング式により求められていること。

(1) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出口量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

(2) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによることとする。

a 流出係数は、次の表を参考にして定めること。

地表状態	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林 地	0. 6 ~ 0. 7	0. 5 ~ 0. 6	0. 3 ~ 0. 5
草 地	0. 7 ~ 0. 8	0. 6 ~ 0. 7	0. 4 ~ 0. 6
耕 地	—	0. 7 ~ 0. 8	0. 5 ~ 0. 7
裸 地	1. 0	0. 9 ~ 1. 0	0. 8 ~ 0. 9

注 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置の場合にあっては、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、上表によらず、流出係数を原則 1. 0 とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて 0. 9 ~ 1. 0 の範囲内で定めるものとする。

b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた次の表を参考として用いられていること。

流 域 面 積	単 位 時 間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

ロ 雨水のほか土砂の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響が大きい場合にあっては、排水施設の断面は必要に応じてイに定めるものより大きく定められていること。

八 規則第4条第2号へに規定する排水施設の構造は、次によるものであること。

イ 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

ロ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

ハ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水たたきの設置その他の措置が適切に講じられていること。

ニ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。この場合、当該施設の管理者の同意を得ているものであること。

ホ 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置の場合における排水施設の構造については、イからニまでのほか、次によるものであること。

(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。

(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。

九 規則第4条第2号トに規定する洪水調整池等を設置する場合は、河川等の管理者と協議し、その指示に従うこと。なお、特に指示がない場合は、次によるものであること。

イ 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること（開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できるものであること。）。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

ロ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 100 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの 1.2 倍以上のものであること。

ハ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(水害の防止の機能に関する事項)

第 6 条 規則第 4 条第 3 号イに規定する洪水調整池等を設置する場合は、次によるものとする。

一 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであり、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、前条第八号イによるものであること。

二 余水吐の能力は、前条第八号ロによるものであること。

三 洪水調節の方式は、前条第八号ハによるものであること。

(水源のかん養の機能に関する事項)

第 7 条 規則第 4 条第 4 号イに規定する「貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること」とは、水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであることをいう。

(環境の保全の機能に関する事項)

第 8 条 規則第 4 条第 5 号イに規定する「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであることをいう。この場合の残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合等は、次の表によるものとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント以下とする。</p>
スキー場の造成	森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は、1 箇所当たりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には、幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 切土量は、1 ヘクタール当たり 1,000 立方メートル以下とする。</p>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は、原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量は、それぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下とする。</p>

宿泊施設・レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場・事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上とする（緑地を含む。）。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>

土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い、植栽する。</p>
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント(残置森林率はおおむね15パーセント)以上とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置し、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

注一 森林率とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

- 二 緑地とは、公園、緑地、広場、緑地帯、法面緑地その他これらに類するものをいう。
- 三 太陽光発電施設の設置の場合においては、開発行為の許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルを配置するものとする。
- 2 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、次の表に定める樹高ごとの植栽本数を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。なお、修景効果を併せて期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- 3 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置の場合において、規則第4条第5号ハに規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行前にされた開発行為の許可申請については、なお従前の例による。